

農地中間管理事業の事業紹介

The logo is a circular emblem with a yellow border. Inside, there is a stylized illustration of a landscape with a sun, mountains, and a river, all in a soft, painterly style. Below the landscape is a simple, friendly face with two dots for eyes and a curved line for a smile. At the bottom of the circle, the text 'Farmland Bank of Miyazaki' is written in a small, sans-serif font.

令和8年9月3日
宮崎県農業振興公社

～目次～

- 1 スタンバイ農地事業
- 2 遊休農地解消対策事業
- 3 共有者不明農地・所有者不明農地制度
- 4 農地の担い手確保支援事業

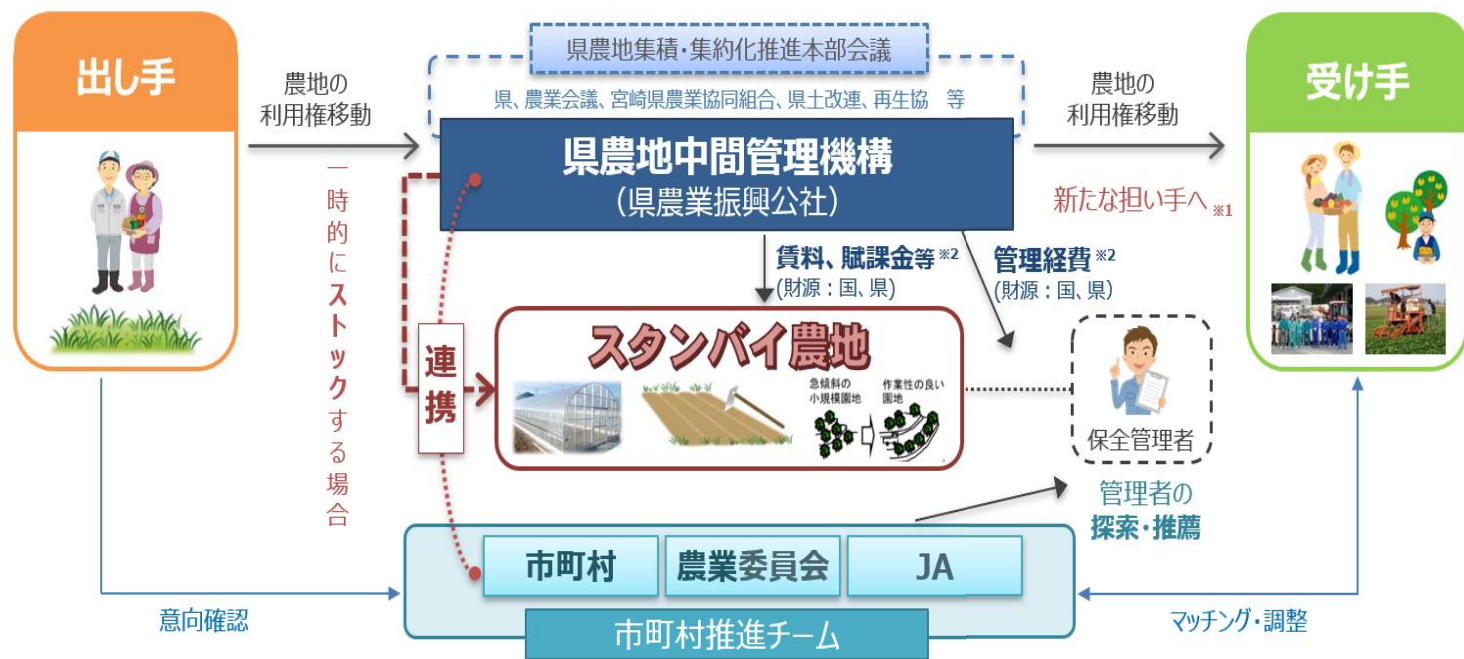
1 スタンバイ農地事業



新たな担い手に対して、研修等の準備期間に
機構が農地を一時的に保有して、
保安全管理を行います！



将来の地域農業を支える新たな担い手^{※1}が、農地を速やかに利用できるように、農地中間管理機構と市町村推進チーム等が連携し、予め農地を用意(機構が中間保有し、農地として保全管理)しておく新たな仕組み。^{※1 新たな担い手 = 新規就農者、経営開始5年以内の認定農業者など (地域計画で農業を担う者として位置づけ又は見込みがあること)}



※2補足

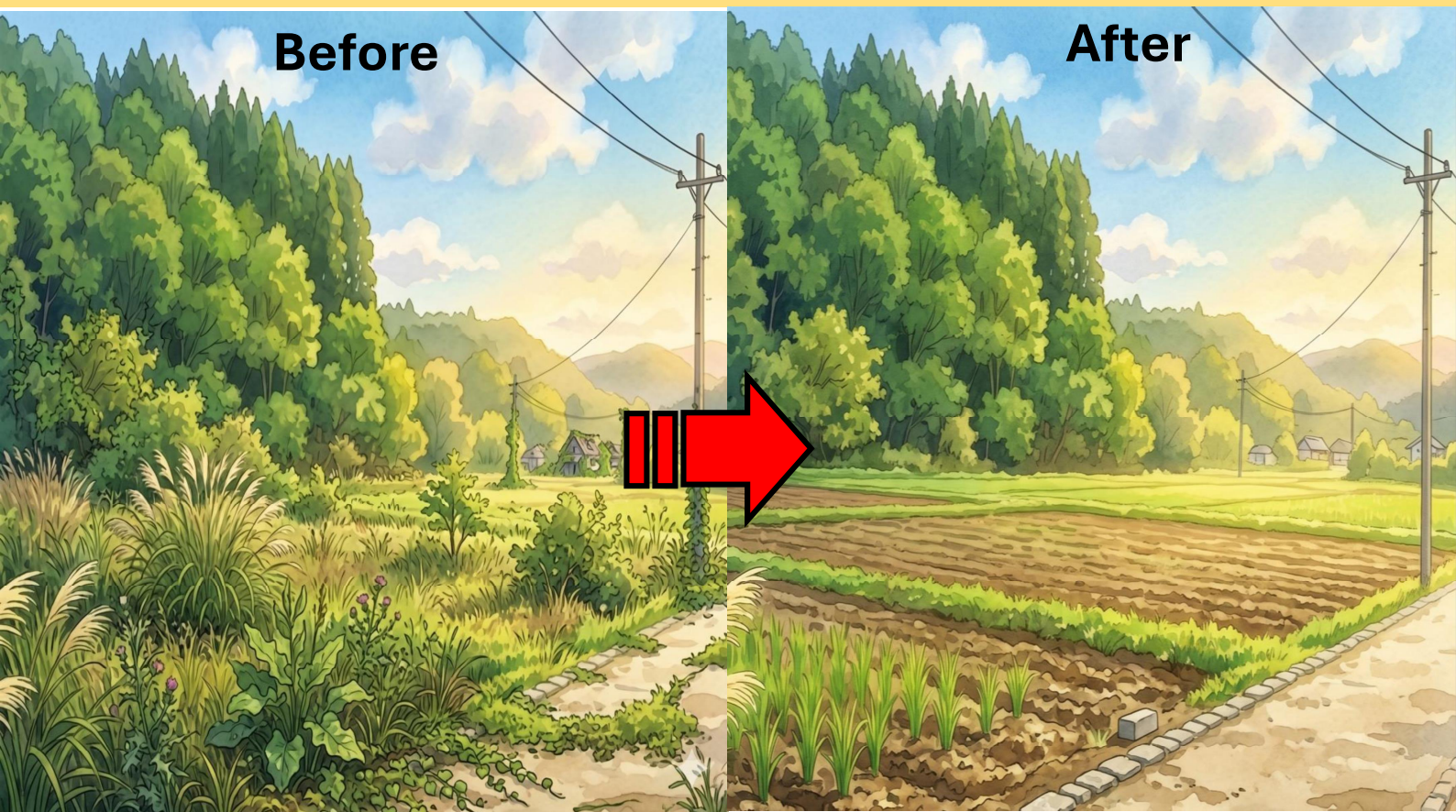
✓ 詳細は機構の要領等を参照。

✓ 賃料等は地域の情勢を踏まえて、所有者と協議の上、決定。

✓ 期間は中間管理権を取得して2年以内。

✓ ハウス、樹木などの地上物は所有者等が管理。

2 遊休農地解消対策事業



農地バンクや市町村による簡易な整備により、遊休農地を解消し、担い手に農地を集積・集約化する取組。

○対象となる遊休農地

- ①簡易な整備（草刈り等）で解消できる遊休農地 ※緑区分（1号遊休農地）
- ②地域計画の区域内かつ担う者が位置づけられていない農地



○事業の対象となる作業

- ①草刈り
- ②耕起・整地
- ③抜根
- ④除礫



○費用

農地バンクまたは市町村が、所有者に代わり遊休農地の解消のための作業を委託するとともに、要した費用を負担。（最大4.3万円/10a）
※10a当りの補助金額は作業内容により変わります。

○条件等

- ①所有者は、対象農地を10年以上の契約期間で農地バンクに貸し付ける必要があります。
- ②耕作者は、対象農地を10年以上の契約期間で農地バンクから借り受け、適正に耕作する必要があります。

○留意事項

賃借権による農地中間管理権の設定を行う場合については、以下のようなモラルハザードを防止する。

【算出例：対象面積 10a の場合】

- 事業条件
- ・ 遊休農地解消対策事業の交付額：43,000 円
 - ・ 合意賃料：10,000 円／年
 - ・ 農地中間管理権の設定期間：10 年間
- 防止策の基準額（上限）
- ・ 通常の賃料総額（100,000 円）－ 事業交付額（43,000 円）＝ 57,000 円
- 設定モデル
- ・ 1～5 年目：使用貸借（賃料 0 円）
 - ・ 6～10 年目：賃貸借（賃料 10,000 円／年）
 - ・ 10 年間の受取賃料合計：50,000 円
 - （判定：合計額 50,000 円 < 基準額 57,000 円となるため、適正と判断）

期間	農地所有者→機構	機構→耕作者
1～5 年目	使用貸借（賃料なし）	使用貸借（賃料なし）
6～10 年目	賃貸借（年 10,000 円）	賃貸借（年 10,000 円）
合計	50,000 円	50,000 円

※R8.5.19付け 県通知抜粋



令和7年度に延岡市で本事業を実施した時の写真（左：着手前、右：完了後）

3 共有者不明農地・所有者不明農地制度



①所有者不明農地

- ・耕作を行いたい者がいるが、相続人が判明していない、相続人が全員相続放棄している等の理由で、所有者が不明な農地を利用できる制度
- ・利用権の種類は**賃借権のみ**
- ・法務局への**供託の必要あり**
- ・供託金については、**耕作者からの一括徴収方式**
- ・相続人の探索範囲：登記名義人及びその配偶者と子
- ・権利設定までに要する期間：約 6 ヶ月（事前協議 1 カ月、公示 2 カ月、審査及び知事裁定 2 カ月、予備 1 カ月）

②共有者不明農地

- ・一部の相続人が判明しているものの、数代にわたって未登記のため中間管理権の設定に必要な1/2を超える持ち分の同意を得ることが困難である場合に、相続人の代表者と中間管理権を設定できる制度
- 〈事前協議資料〉

- ・ 利用権の種類は賃借権と使用貸借どちらも可
- ・ 相続人の探索範囲：登記名義人及びその配偶者と子
申出人から登記名義人までの繋がり
- ・ 権利設定までに要する期間：約 6 ヶ月
(事前協議 1 カ月、公示 2 カ月、審査 2 カ月、予備 1 カ月)

共通

- ・ 手続については、**年2回（1月、7月始期）**とする。
- ・ 機構協議については、右記の資料等を提出することで
事前協議とする。

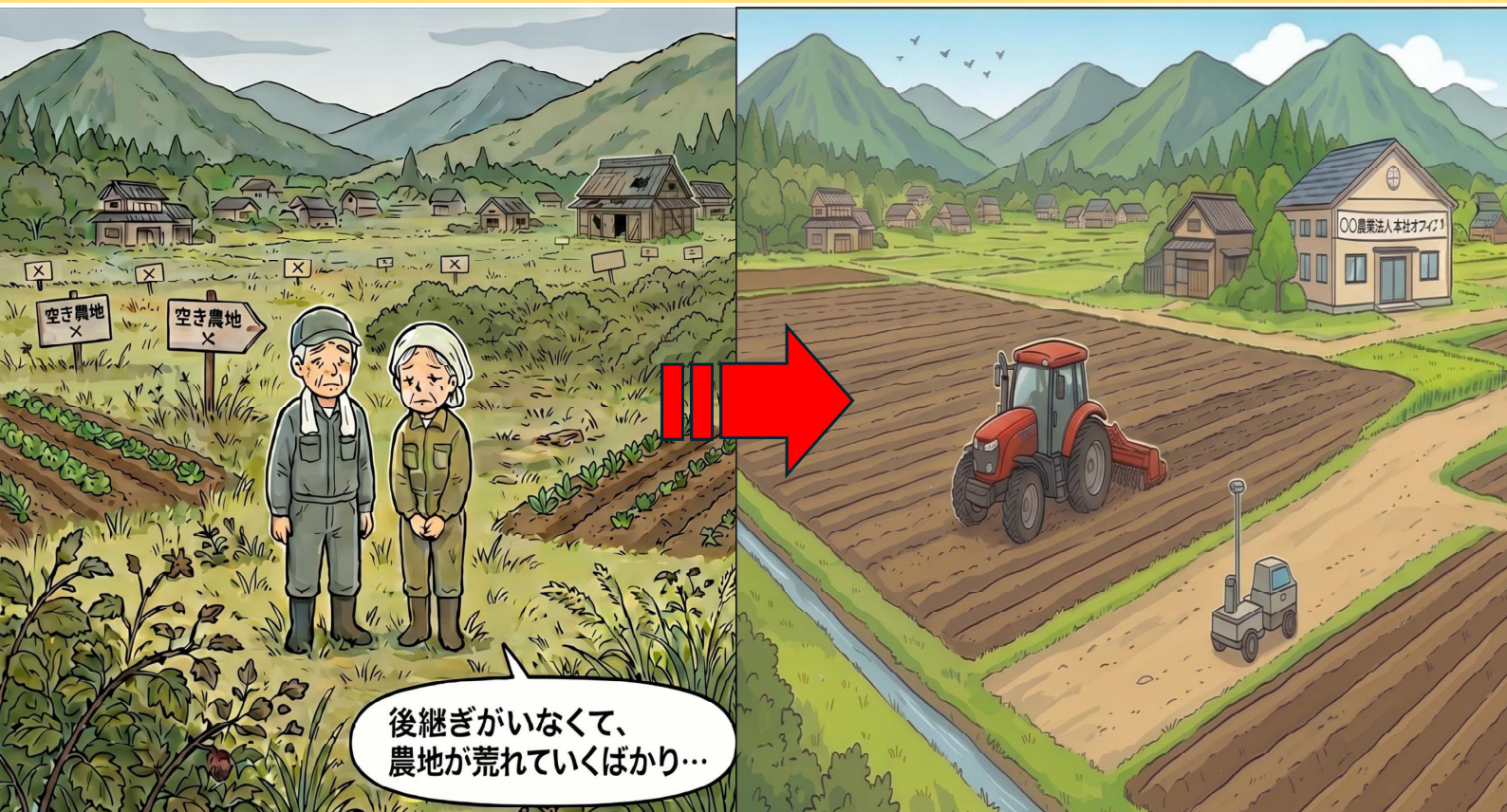
〈事前協議資料〉

- (1) 対象農地の内容（所在、地目、面積、現況など）
- (2) 登記名義人、相続人の状況
・促進計画【1号(所一機)】※②のみ
- (3) 案件発生の経緯
- (4) 現在の耕作者、農地の利用状況、貸借手続
- (5) 受け手の情報（営農状況、年齢、継続性など）
・促進計画【2号(機一耕)】、農業経営の状況【参8号】
- (6) 農地取得の可能性の確認（財産管理人、時効取得など）※①のみ
- (7) 利用権の種類、始期、貸借期間の予定
- (8) 設定資料の根拠、妥当性(相場が分かる資料又は農業委員会が確認できればOK※①のみ)
- (9) 位置図、航空写真
- (10) 現況写真
- (11) 土地登記簿
- (12) 筆界地図（公図）
- (13) 農地台帳
- (14) 相続関係図（登記名義人の戸籍の附票、相続人の相続放棄書類など）
- (15) その他

(※)→所有者不明農地のみ

		当年度												次年度											
内容	主体	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
事前調査・探索	農委					5/1～6/30																			
機構への協議	農委				7/1～7/31																				
補足調査・公示準備	農委					8/1～8/19																			
公示(2ヶ月)、通知	農委								公示：8/20～10/19、通知：10/20～10/31																
裁定申請(※)	機構								11/1～11/10																
裁定、公告、通知(※)	県								11/11～12/10																
供託金請求(※)	耕作者								11/1～11/30																
供託申請(※)	機構									12/11～12/30															
促進計画 2号事前審査認可申請	機構									11/1～12/31															
機構借入始期(1/1)	-									◆	1/1始期														
事前調査・探索	農委								11/1～12/31																
機構への協議	農委									1/1～1/31															
補足調査・公示準備	農委										2/1～2/19														
公示(2ヶ月)、通知	農委												公示：2/20～4/19、通知：4/20～4/30												
裁定申請(※)	機構												5/1～5/10												
裁定、公告、通知(※)	県												5/11～6/10												
供託金請求(※)	耕作者												5/1～5/31												
供託申請(※)	機構												6/11～6/29												
促進計画 2号事前審査認可申請	機構												5/1～6/30												
機構借入始期(7/1)	-																◆	7/1始期							

4 農地の担い手確保支援事業



機構が市町村及び農業委員会と協力して支援します！

農地の担い手確保支援事業

～担い手不在地域における担い手募集の新たな取組～

農地中間管理機構が地域計画の実現のために、リタイアや規模縮小等により耕作者が不在となった優良な農地へ、新たな担い手を地域内外から募集し、農地の遊休化の防止や担い手への集積・集約化を支援します。

